

司法書士賠償責任保険のご案内

現在、皆さまは所属されている都道府県で司法書士賠償責任保険（強制保険・任意保険）にご加入されております。

しかしながら、各都道府県ごとに採用されている補償の限度額（1請求あたり）が異なっているのが現状です。

地面師などによる巧妙な事案は、いつ身近で発生してもおかしくありません。

法人会員の皆さまが安心して毎日の業務をしていただくため、高額賠償に対応した制度として、

1型：2億円 2型：4億円 3型：9億円 の3パターンを設定しました。

本制度では自己負担額（免責金額）が1億円設定されています。

所属されている都道府県の司法書士会にて
任意保険（支払限度額＋自己負担額（免責金額）が9千万円以上のプラン）
にご加入されていることが本制度を利用いただく条件となります！

強制保険(全員加入) 通常1千万円＋任意保険 9千万円以上 = 1億円以上
となりますので、結果的に本制度の自己負担額部分が埋まることとなります。
詳しくは、④ページのイメージ図をご覧ください！

保険期間	2020年1月1日午後4時から 2021年1月1日午後4時まで
保険契約者	全国司法書士法人連絡協議会
加入対象者	同会会員の司法書士法人

ご加入締切り 2019年12月20日（金）

全国司法書士法人連絡協議会

1. 司法書士賠償責任保険（その1）

司法書士賠償責任保険とは？

次の司法書士の方々に関わるリスクを補償します。

司法書士業務に関わるリスク（業務危険）

保険の対象となる方が司法書士業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことにより、業務の委託者（依頼人）または他の第三者に財産的損害を与え法律上の賠償責任を被るリスク

※保険の対象となる方は？

- ・司法書士法人である場合は、当該司法書士法人の社員もしくは使用人司法書士（または業務補助者）も司法書士法人の業務を行なう場合にかぎり対象となります。

保険の対象となる業務は？

司法書士法に基づき、他人の依頼を受けて行なう次の業務が対象となります。

ただし、特定依頼者に対する業務のみ、または、土地家屋調査士・行政書士等の資格を合わせて有する場合にそれらの資格において行なう業務は対象外となります。

- ①登記または供託に関する手続きについての代理
- ②法務局・地方法務局への提出書類の作成
- ③法務局・地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求手続きについての代理
- ④裁判所または検察庁への提出書類の作成
- ⑤不動産登記法第44条（注）に基づく保証書作成業務

（注）不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）による全部改正が施行される以前の不動産登記法（明治32年法律第24条）をいいます。

※保険の対象となる方の使用人・他業務の補助者が保証人を引受けた場合は補償されません。

- ⑥上記①～⑤の業務に付随して行なう相談業務（事務所窓口での相談、電話による相談も含まれます。）
- ⑦司法書士法第3条1項8号に規定する業務

※司法書士法第3条2項1号・2号・3号のいずれにも該当する司法書士にかぎります。

- ⑧司法書士法施行規則第31条1号・2号・4号・5号に規定する業務

※司法書士法第3条2項1号・2号・3号のいずれにも該当する司法書士にかぎります。

※5号のうち、同3号の業務に付帯し、または密接に関連する業務を除きます。

なお、司法書士を廃業した後の備えについては、「廃業担保追加条項」にて補償されます。

保険金をお支払いする主な損害は？

次のような損害に対し保険金をお支払いします。

- ①被害者に支払うべき損害賠償金
- ②被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用
- ③損保ジャパン日本興亜の承認を得て支払った訴訟費用・弁護士報酬 など

※1 法律上の損害賠償責任が生じないにも関わらず、被害者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

※2 賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金および訴訟費用等を保険金としてお支払いします。ただし、損害賠償金は保険金額の範囲内でお支払いします。

1. 司法書士賠償責任保険（その2）

保険期間とお支払いする損害との関係

この保険では、保険の対象となる方が、日本国内において保険期間中に損害賠償請求を提起された場合にかぎり補償の対象となります。保険期間中に損害賠償請求を受けるおそれのある原因・事由が発生したことを知ったときは、その原因または事由の具体的状況を遅滞なく損保ジャパン日本興亜にご通知いただく必要があります。ご通知いただいた場合は、その原因・事由に起因する損害について保険期間終了後に被保険者に対してなされた損害賠償請求は、この保険期間中になされたものとみなし補償の対象となります。

※司法書士法人に関する取扱いについて

- ① 保険期間中に個人の司法書士が司法書士法人の社員・使用人となった場合、司法書士法人に入社する以前、5年間の司法書士業務について賠償請求を提起された場合は、保険期間中に提起されたものとみなします。ただし、賠償請求が提起された時に、その司法書士法人が損害保険ジャパン日本興亜の司法書士賠償責任保険に加入している場合にかぎります。
- ② 保険期間中に司法書士が司法書士法人の社員・使用人でなくなった場合、司法書士法人を退職後、5年間は記名法人の業務について、賠償請求を提起された場合には、その請求は保険期間中に提起されたものとみなします。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 業務危険に関する事故について、被保険者の犯罪に起因する賠償責任（過失犯は除きます。）
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 保険期間開始前に発生した原因・事由により保険期間開始後に損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合に、その原因または事由によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有・使用・管理する財物に対する賠償責任

など

他保険優先払特約について

本制度では自己負担額（1請求につき）は1億円と設定されています。しかしながら、会員の皆さまが所属されている各都道府県の司法書士会でご加入いただいている補償額（任意保険の支払限度額＋任意保険の自己負担額＋強制保険1,000万円）の合計が1億円以上であった場合、1億円を超過している部分に関して、各都道府県の司法書士会でご加入されている補償を優先的に保険適用していただきます。

総合計支払限度額

<イメージ図 司法書士業務 1請求あたり>

3型 10億円	全国司法書士法人連絡協議会 会員向け制度 1型 2億円 2型 4億円 3型 9億円	2型 4億円	3型 9億円
2型 5億円			
1型 3億円			
1億円	各都道府県でご加入ください！ 〔任意保険〕	8,900万	※1
1.100万円	各都道府県で必ず加入しています 〔強制保険〕	1,000万	
100万円	各都道府県でご加入ください！ 〔任意保険〕	100万円	
任意保険の自己負担額	〔任意保険〕の自己負担額		

※1 この制度ではこの部分(1億円)が免責となります。
 所属されている各都道府県の司法書士会で
 任意保険(支払限度額+自己負担額=9,000万円)
 +
 強制保険(1,000万円)
 の合計が1億円以上となるようにご加入ください！

司法書士賠償責任保険（任意加入） 補償内容&保険料表

保険期間 1年間 一括払

契約 タイプ	保険金額 (単位 円)		自己負担額 (一請求につき)	保険料 (単位 円)	
	支払限度額			一法人につき	補助者 一名につき
	一請求につき	保険期間中			
1型	2億円	4億円	1億円	10,000円	300円
2型	4億円	8億円		20,000円	400円
3型	9億円	18億円		30,000円	500円

補助者の定義

事務所に勤務している方で、司法書士の資格を有していない方すべてが補助者の対象となります。
 よって、顧問先担当の方、内部事務のみ従事されている方も、補助者の対象となります。

お手続きの方法について

ステップ1 加入依頼書の ①契約タイプ の欄でご希望の型に○をつけ、補助者人数を記入します。

ステップ2 保険料を計算し、加入依頼書に記入します。

(加入例) 2型を選択し、補助者が30名の場合→20,000円+400円×30人=32,000円となります。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入依頼書の記載事項について誤りがないかご確認ください。特に、この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約がある場合は、必ずご記入ください。必要事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と相違している場合と保険契約が解除となる場合や保険金をお支払いできない場合があります。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険料算出の基礎となる補助者の人数等、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

本保険は全国司法書士連絡協議会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフ(契約申し込みの撤回)の対象ではありませんのでご注意ください。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料を補助者の人数により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる補助者の人数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○ 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせをお願いします。

申込者(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項> 加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 保険料算出の基礎数字(補助者の人数)

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができれば、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書	など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
 - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店まで、ご連絡ください。
 平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

窓口：事故サポートセンター
0120-727-110

【受付時間】平日/午後5時～翌日午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間以外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

インターネットホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

取扱代理店

株式会社ライフステージ福岡支店

福岡市城南区七隈3-16-15 担当：津田

TEL) 092-863-2264

FAX) 092-863-2265

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

仙台支店 法人第二支社

仙台市宮城野区榴岡3-7-35 担当：小林・青沼

TEL) 022-298-2531

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

承認番号 SJNK19-09539 (承認日2019年11月15日)